



# 倉庫業者の皆様へ AEO制度 のご案内

## AEO制度とは

AEO (Authorized Economic Operator) 制度は、貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。

## AEO倉庫業者（特定保稅承認者）のメリット

### メリット① 保税蔵置場の許可の特例

#### ➤ 一般の保税蔵置場

新たに保税蔵置場を設置しようとする場合税関長の許可が必要です。

#### ➤ AEO倉庫業者

税関長へ届け出ることで設置が可能になります。

### メリット② 許可手数料の特例

#### ➤ 一般の保税蔵置場

保税蔵置場の面積に応じて、毎月一定額の手数料の納付が必要です。

#### ➤ AEO倉庫業者

届出により設置した保税蔵置場について許可手数料が免除されます。

### メリット③ 更新手続きの簡素化

#### ➤ 一般の保税蔵置場

それぞれの保税蔵置場ごとに 6 年以内に 1 度の更新が必要です。

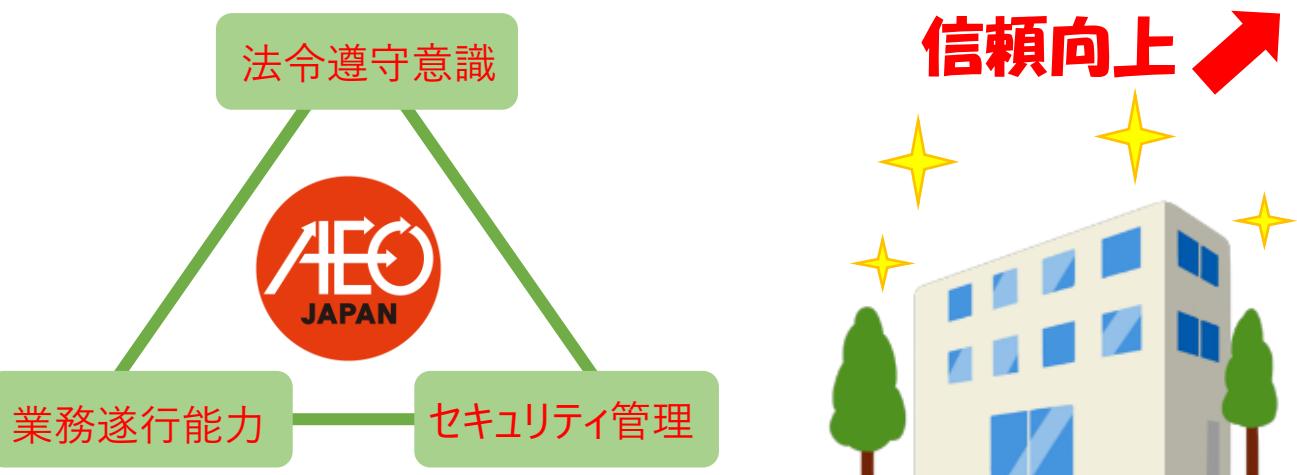
#### ➤ AEO倉庫業者

全ての届出蔵置場について 8 年に 1 度の一括更新が可能になります。

## メリット④

### 企業の信用の増大

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者として、企業の信用の増大につながります。



### AEO制度利用者（AEO倉庫業者）の声

確実な税関手続／貨物管理が履行できる事業者として、荷主にPRでき、契約面で有利に働いた。



社員の法令遵守・セキュリティ意識が向上し、社内管理の一層の効率化に繋がった。



制度について詳しく知りたい方は、函館税関業務部AEO担当まで

TEL : 0138 - 40 - 4254

Mail : hkd-gyomu-aeo@customs.go.jp



【税関HP】